

# 令和2年度 第3回宍粟市環境審議会 議事

日時：令和3年1月末から2月初旬

## 1. 審議事項

説明：この度、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、昨年9月以降、審議会が開催できておらず、現行の宍粟市環境基本計画(第2次)の計画期間の終期(令和3年3月31日)が差し迫っている状況にあり、また、宍粟市環境基本計画(第3次)の策定の審議につきましても進んでおりません。事務局では、審議会委員のみなさまのご意見を反映した計画を策定したいと考えております。

このような状況を踏まえ、現行の宍粟市環境基本計画(第2次)の計画期間と、宍粟市環境基本計画(第3次)の策定期間を下記のとおり変更させていただきたく、ご審議の程よろしく願います。

審議結果につきましては、別紙、「令和2年度第3回宍粟市環境審議会審議回答書」をご記入のうえ、ご返送いただきますようお願いいたします。

### (1) 宍粟市環境基本計画(第2次) 計画期間延長について

変更前 計画期間：平成28年度(2016)から令和2年度(2020)

変更後 計画期間：平成28年度(2016)から令和3年度(2021)

説明：計画延長に伴いまして、別紙のとおり、数値目標の延長を予定しております。延長に係る目標数値の変更につきましては、計画当初の考え方にに基づき、1年間延長における数値を算定しております。目標数値と直近の実績値が大きく乖離しているものもございますが、今後の第3次計画審議において、審議会委員のみなさまのご意見をいただき、第3次計画の目標及び取組みに反映していきたいと考えております。

### (2) 宍粟市環境基本計画(第3次)の計画期間変更について

変更前 計画期間：令和3年度(2021)から令和8年度(2026)

変更後 計画期間：令和4年度(2022)から令和8年度(2026)

説明：新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、最上位計画である宍粟市総合計画後期基本計画においても、計画期間及び審議期間を延長しております。これに合わせ、上記のとおり、宍粟市環境基本計画(第3次)の計画期間を変更したいと考えております。

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
当初案	「第2次宍粟市総合計画」 (前期計画：2016年度～2020年度)					「第2次宍粟市総合計画」 (後期計画：2021年度～2025年度)					
	「宍粟市環境基本計画(第2次)」 (現行計画：2016年度～2020年度)					「宍粟市環境基本計画(第3次)」 (次期計画：2021年度～2025年度)					
年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
変更案	「第2次宍粟市総合計画」 (前期計画：2016年度～2021年度)					「第2次宍粟市総合計画」 (後期計画：2022年度～2026年度)					
	「宍粟市環境基本計画(第2次)」 (計画期間：2016年度～2021年度)					「宍粟市環境基本計画(第3次)」 (計画期間：2022年度～2026年度)					

裏面につづきます

## 2. 今後の宍粟市環境審議会の開催予定等について

説明：この度の書面開催においては、第2次計画期間の終期が差し迫った状況のため、書面による審議という形にて開催させていただいております。第3次計画の素案検討の審議会においては審議会委員ご出席のうえ、資料の説明や意見交換を実施したうえで、計画策定を予定しております。

緊急事態宣言が2月7日までとなっているため、第4回環境審議会を2月15日に審議会委員ご出席のうえ、実施を予定しておりますが、今後、緊急事態宣言及び新型コロナウイルスの状況等により中止させていただく場合があります。その際は、審議会予定を再度調整いたしますので、何卒ご容赦くださいますようお願いいたします。

また、令和3年度のパブリックコメントの実施、またパブリックコメント後の審議会の対応につきましては、今後の審議会においてご相談させていただく予定としております。

年度	開催時期	主な審議内容
2020	第3回（書面）	●第2次計画期間延長・第3次計画期間変更
	第4回（2月15日）	●計画案の審議
	第5回（3月9日）	
2021	パブリックコメント	●パブリックコメントの実施
	第6回（未定）	●パブリックコメントによる調整

## 3. 送付資料について

(1) 意識調査結果《同封》

(2) 計画素案 《後日送付》

説明：今後の素案審議にあたり、資料が多量になることから、先だて意識調査結果を送付いたします。ご多忙のなか恐縮ではございますが、次回の審議会までにご確認いただきたく存じます。現在事務局において、庁内関係部署にヒアリングを実施し、素案事務局（案）を作成しております。出来上がり次第別途送付いたします。